

新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度

徴収猶予の特例

- 、「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」制度が新たに設けられ、新型コロナウイルス感染症に納税者がり患された或いは同ウイルス感染症の拡大防止における営業休止要請等により収益が著しく減少した等、下記の要件判定に基づき、同制度が受けられます。
- 詳しくは「浦添市役所 納税課」へご相談ください(令和2年4月30日施行)。

要件の判定

各要件の判定は次のとおりとなります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があったこと。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響によるかどうかの確認に当たっては、申請書の該当欄にチェックがされており、聞き取り等から明らかな疑義がなければ、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が生じていると判定する。

ロ 事業等に係る収入

「事業等に係る収入」は、経常的な収入をいい、一時的な収入は該当しない。該当する収入はおおむね次のとおりであるが、納税者等の実情を踏まえ、柔軟に判定。

① 個人

事業収入、給与収入といった経常的な収入が該当するが、一時所得や譲渡所得といった一時的な収入は該当しない。

② 法人

営業外利益、特別利益は一時的なものについては該当しない。

ハ 相当の減少

「相当の減少」とは、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月単位）において事業等に係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少していることをいう。

判定する期間については、納税者等にとって最も有利となる期間（収入が最も減少している期間）による。

収入の減少割合が20%に満たない場合においては次のとおり取り扱う。

① 減少割合が15%以上20%未満の場合

納税者等の置かれた状況を十分聴取して、徴収猶予の特例を適用することが相当であれば、おおむね20%減少していることとして取り扱う。

② 減少割合が15%未満の場合

納期限までの収入状況の推移などから、今後、更に収入の減少割合が上昇し、20%に達すると見込まれるときは、おおむね20%減少していることとして取り扱う。

- (2) 納付することが困難と認められる地方税があること。